

陳情	受理番号	20	受理年月日	令和3年9月22日	付託委員会	都市建設環境
件名	首里三箇の泡盛文化の存続について					

件名 首里三箇の泡盛文化の存続 について (陳情)

陳情の趣旨

円滑な既存建物の増改築を要請致します。
那覇市首里エリアの用途制限にて原則禁止されている泡盛製造工場の規制緩和を陳情致します。

陳情の理由

別紙による。

陳情の理由

1. 円滑な既存建物の増改築

2. 用途規制、高さ等の緩和

琉球王国時代に、首里で「三箇」と呼ばれる崎山・赤田・鳥堀は、酒屋の町であった。「三箇」といえば「造り酒屋の町」の代名詞である。第二次世界大戦で、首里の酒造場も殆ど灰塵に帰してしまっただが、戦後は酒造復興に懸命な努力が続けられ、現在沖縄県内では47軒の酒造場が操業し、地場産業のひとつとして成長している。

令和元年には文化庁の日本遺産『琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能』』として認定された。さらに令和6年には国連教育科学文化機構（ユネスコ）の無形文化遺産登録（世界遺産登録）を目指す動きがあり、琉球の歴史の重要性が再認識され、地域の活性化・観光振興を目的とするだけでなく、泡盛を琉球文化として保存継承する機運が高まっている。

17世紀から泡盛製造を続けてきた「三箇」だが、昭和43年に制定された都市計画法上の地域地区により、原則、工場用途の建築が禁止された。特例として建築基準法第48条ただし書き許可を得られれば建築可能であるが、確認申請の前に建築審査会や公聴会の開催、建蔽率の低減（基準建蔽率の-10%）、騒音対策等多くの規制が伴う。法制定前から存在していた酒造会社は現法規制に対応できず、移転を余儀なくされ、現在首里三箇で操業している酒造会社は識名酒造と瑞泉酒造のみとなった。

瑞泉酒造は崎山で明治20年に操業され、戦後も現地にいち早く工場を建設した。現在に至るまで規制を遵守しながら部分的に増改築を繰り返してきたが、プラント機器の入替えや規制を遵守するための場当たりの増改築となっており、敷地内には1950～70年代に建設された作業棟・管理棟が現存している。当施設は特に老朽化が著しく、木造部分は腐朽、雨天時に雨漏り、鉄筋コンクリート部分は爆裂し、倒壊の危機に瀕しているが、許可規制のハードルが高く、未だ増改築できていない。

このままでは、瑞泉酒造も那覇以外の地に移転せざるを得なくなり、「三箇」の歴史が途絶えてしまう恐れがある。壺屋焼の里・壺屋地区の用途等緩和されたように、首里地区にも適用できれば、「三箇」の文化継承と復興の一助となる。

泡盛の発祥の地である当地で、確認申請が必要な増改築が建築基準法第48条ただし書き許可なく円滑にできるよう、また用途規制、高さ等の緩和を認めていただきたい。

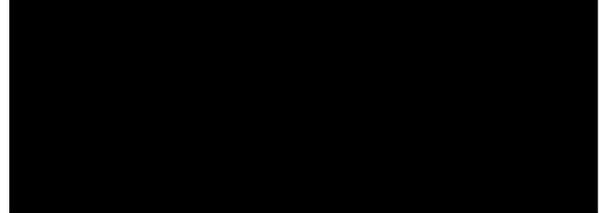
参考資料

令和3年9月16日

那覇市議会

議長 久高 友弘 殿

陳情者



件名：首里三箇の泡盛文化の存続について

陳情の趣旨 ① 円滑な既存建物の増改築を求める

② 那覇市首里エリアの用途制限にて原則禁止されている泡盛製造工場の規制緩和を求める

陳情の理由 ①円滑な既存建物の増改築を求める

②用途規制及び高さ等の緩和

首里一帯は琉球石灰岩上にあり、王家の首里城も勿論琉球石灰岩上にあります。琉球石灰岩の下層には、水を通さない泥岩層(クチャ)があり、貯水された水量も豊富で石灰分に富、麴のカビの発育にも最適である。その為、酒造所には大きな井戸(ワンルーガー)が造られた。水が豊富でなければ酒は造れない。戦前三箇には酒屋が崎山 15 軒、赤田 10 軒、鳥堀 15 軒、計 40 軒あった。王朝時代には泡盛は重要な「献上品」でもあり、首里「三箇」と言えば、「造り酒屋の町」の代名詞でもある。しかし、第二次世界大戦で首里の酒造場も殆ど灰燼に帰してしまっただが、戦後は酒造復興に懸命な努力が続けられ、現在沖縄県内では 47 軒の酒造場が操業し地場産業の一つとして成長している。

更に、令和元年には文化庁の日本遺産として、琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」そして「芸能」が認定された。尚令和6年には、国連教育科学文化機構(ユネスコ)の無形文化遺産登録(世界遺産登録)を目指す動きがあり、琉球の歴史の重要性が再認識され地域活性化と観光振興を目的とするだけでなく「泡盛」を琉球文化として保存継承する機運が高まっている。

しかし、17世紀から泡盛製造を続けてきた「三箇」だが、昭和43年に制定された都市計画法上の地域地区により、原則的に工場用途の建築が禁止された。特例として、建築基準法第48条但し書き許可を得られれば建築可能であるが確認申請の前に建築審査会や公聴会の開催及び建蔽率の低減(基準建蔽率の-10%)、騒音対策等多くの規制が伴う。

法制定前から存在している酒造会社は現法規制に対応できず移転を余儀なくされ、現在首里三箇で操業している酒造会社は識名酒造(赤田町)と瑞泉酒造(崎山町)のみとなった。

瑞泉酒造は、首里崎山町で明治20年に創業され、戦後いち早く現在地に工場を建設した。現在に至るまで規制を遵守しながら部分的に増改築を繰り返してきたが、プラント機器の代替や規制を遵守するための場当たりの増改築となっており、敷地内には1950年~70年代に建設された作業棟・管理棟が現存している。当施設は特に老朽化が著しく、木造部分は腐朽し雨天時には雨漏り、鉄筋コンクリート部分は爆裂し倒壊の危機に瀕しているが、許可規制のハードルが高く未だ増改築が出来ていない状況である。

現状下のままでは、瑞泉酒造も那覇以外の地に移転せざるを得なくなり、首里三箇の歴史が途絶えてしまう恐れがあります。壺屋焼の里・壺屋地区の用途等に於いて緩和されたように、首里地区にも適用できれば、首里三箇の文化継承と復興の一助となります。

尚、以前の学校教育は、保護者・教諭の連携(P T A)が主体でした。しかし、平成10年度小・中学校「学習指導要領」が改定され「総合的な学習の時間」が教科として制定された。即ち保護者・教諭・地域(PTCA)との連携が重要視されてきました。那覇市立城南小学校・幼稚園では、「総合的な学習の時間」の重要性を再認識すると共に学校教育の理念である「温故知新」の精神の下、学校経営がなされてきた。校区内の地場産業の活用、文化・芸能・スポーツ、生産活動・地域行事への参加等で地域人材活用を図ってきた。特に、第3学年の総合的な学習の時間では、瑞泉酒造所見学を年間学習計画の中に位置づけて現在まで実施している。

しかし、上記の点で瑞泉酒造所が崎山町以外の地に移転してしまいますと城南小学校3学年の「学習の場」が無くなってしまいます。王朝時代の史跡と首里三箇の「酒造所」に誇りを！

泡盛の発祥の地である当地で「確認申請」が必要な増改築が建築基準法第48条但し書き許可なく円滑にできるよう、更に用途規制及び高さ等の緩和を認めて頂きたいこと強く要請致します。